

FLM ユーザ規約

2002年8月12日

第1条(ユーザ規約)

このユーザ規約は、株式会社富士通ラーニングメディア(以下「FLM」といいます。)が提供する会員制のサービス(以下「サービス」といいます。)を、第5条所定のユーザ(以下「ユーザ」といいます。)が利用するについて的一切に適用します。

第2条(本規約の範囲)

1. FLM がユーザに対して発する第4条所定の通知は、このユーザ規約の一部を構成するものとします。
2. FLM が、このユーザ規約本文の他に別途定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「ご利用上の注意」等で規定する各サービスの利用上の決まりおよびその他の利用条件等の告知(以下、併せて「利用規約等」といいます。)も、名目の如何にかかわらず、このユーザ規約の一部を構成するものとします。
3. このユーザ規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条(本規約の変更)

1. FLM は、ユーザの了承を得ることなく、このユーザ規約を変更することがあります。この場合には、サービスの利用条件は、変更後のユーザ規約によります。
2. 変更後のユーザ規約については、FLM が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第4条(FLM からの通知)

1. FLM は、オンライン上の表示その他 FLM が適当と判断する方法により、ユーザ に対し 随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、FLM が当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

第5条(ユーザ)

1. ユーザとは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) FLM にサービスへの入会を申し込み、FLM がこれを承認した者。
 - (2) 法人や団体等が自己の従業員によるサービス利用をさせ、または許す目的で FLM と締結した契約(以下「法人契約」といいます。)等 FLM が別途定める方法により、FLM がサー

ビスへの入会を承認した者。

2. ユーザは、FLM が入会を承認した時点で、このユーザ規約の内容を承諾しているものとみなします。

第 6 条(入会の承認)

FLM は、別途定める方法にて入会申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に入会を承認します。

第 7 条(入会の不承認)

FLM は、審査の結果、入会申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。

- (1) 入会申込者が実在しないこと。
- (2) 入会申込をした時点で、ユーザ規約の違反等によりユーザ資格の停止処分中であり、または過去にユーザ規約の違反等で除名処分を受けたことがあること。
- (3) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと。
- (4) 入会申込をした時点でサービスの利用料金の支払を怠っていることまたは過去に支払を怠ったことがあること。
- (5) FLM の業務の遂行上または技術上支障があるとき。

第 8 条(譲渡禁止等)

ユーザは、ユーザとして有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第 9 条(ユーザからの解約)

1. ユーザがサービスの利用を解約する場合は、所定の方法にて FLM に届け出るものとします。
2. ユーザ資格は、一身専属性のものとし、FLM は当該ユーザの死亡を知り得た時点をもって、前項の届出があったものとして取り扱います。

第 10 条(個人認証情報の管理責任)

1. ID および ID と組み合わせるパスワードその他の記号等がある場合は、ID とその記号等との組み合わせによって、ユーザのサービスを利用する権利が認識されるのに足りる情報を、このユーザ規約において「個人認証情報」といい、個人認証情報を用いてサービスの利用権限が確認されることを「個人認証」といいます。
2. ユーザは、自己の設定したパスワード等個人認証情報を失念した場合は直ちに FLM に申し出るものとし、FLM の指示に従うものとします。

3. ユーザは、自己の個人認証情報および個人認証を条件とするサービスを利用する権利を、他者に使用させず、他者と共有あるいは他者に許諾しないものとします。ユーザの個人認証がなされたサービスの利用やそれに伴う一切の行為は、本項に反してなされた他者によるサービスの利用やそれに伴う一切の行為(常時接続サービス等、機器またはネットワークの接続・設定により、ユーザ自身が関与しなくとも個人認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含みます。)も含め、当該利用や行為がユーザ自身の行為であるか否かを問わず、ユーザによる利用および行為とみなします。
4. ユーザの個人認証情報を利用してユーザと他者により同時に、または他者のみによりなされた接続等の機能および品質について、FLMは一切保証いたしません。
5. ユーザは、自己の ID、パスワードを含む個人認証情報の管理について一切の責任をもつものとします。FLMは、ユーザの個人認証情報が他者に使用されたことによって当該ユーザが被る損害については、当該ユーザの故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。ユーザは、自己の個人認証情報によるサービスの利用(本条により、ユーザによる利用とみなされる他者の利用を含みます。)にかかわる債務の一切を負担するものとします。

第 11 条(自己責任の原則)

1. ユーザは、ユーザによるサービスの利用とそのサービスを利用してなされた一切の行為(前条により、ユーザによる利用または行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下同様とします。)とその結果について一切の責任を負います。
2. ユーザは、サービスの利用に伴い、他者(国内外を問いません。また、ユーザに限りません。以下同様とします。)から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. ユーザは、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. ユーザは、サービスの利用により FLM または他者に対して損害を与えた場合(ユーザが、このユーザ規約上の義務を履行しないことにより他者または FLM が損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第 12 条(手 続)

ユーザはサービスを利用する際は、事前に個々のサービスごとに定められた所定の手続を経るものとします。

第 13 条(禁止事項)

ユーザはサービス上で以下の行為を行わないものとします。

- (1) FLM もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。

- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信もしくは表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- (7) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (8) サービスによりアクセス可能な FLM または他者の情報を改ざん、消去する行為。
- (9) 他者になりすましてサービスを利用する行為。
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他者が受信可能な状態におく行為。
- (11) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為。
- (12) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- (13) 他者の設備またはサービス用設備(FLM がサービスを提供するために用意する通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。)に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為。
- (15) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為。
- (16) 上記各号の他、法令、このユーザ規約もしくは公序良俗に違反(暴力、残虐等)する行為、サービスの運営を妨害する行為、FLM の信用を毀損し、もしくは FLM の財産を侵害する行為、または他者もしくは FLM に不利益を与える行為。
- (17) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。

第 14 条(サービスの利用料)

サービスの利用料、算定方法等は、FLM が別途定めるとおりとします。

第 15 条(FLM による ID の一時停止等)

1. FLM は、以下のいずれかの場合は、当該ユーザの了承を得ることなく、当該ユーザに付与した ID の使用を停止することがあります。

- (1) 電子メール等による連絡がとれない場合。
- (2) 上記の他、FLM が緊急性が高いと認めた場合。

2. FLM が前項の措置をとったことで、当該ユーザがサービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、FLM は責任を負いません。

第 16 条(サービスの内容等の変更)

FLM は、ユーザへの事前の通知なくしてサービスの内容・名称を変更することがあります。

第 17 条(サービスの一時的な中断)

1. FLM は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、ユーザに事前に通知することなく、一時的にサービスを中断することがあります。

- (1) サービス用設備等の保守を定期的にはまたは緊急に行う場合。
- (2) 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合。
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合。
- (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合。
- (5) その他、運用上または技術上 FLM がサービスの一時的な中断が必要と判断した場合。

2. FLM は、前項各号のいずれか、またはその他の事由によりサービスの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因するユーザまたは他者が被った損害について、このユーザ規約で特に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第 18 条(損害賠償)

FLM は、FLM の責に帰すべき事由によりユーザに損害を与えた場合には、現実生じた通常かつ直接の損害について、当該損害発生の原因となったサービスの利用料金相当額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、FLM の責に帰することができない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、FLM は賠償責任を負わないものとします。

第 19 条(免責)

FLM はユーザがサービスを利用することにより得た情報等について何らの保証をするものではありません。

第 20 条(サービスの提供の中止)

1. FLM はオンライン上に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。
2. FLM はサービスの提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴うユーザまたは他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第 21 条(ユーザ規約違反等への対処)

1. FLM は、ユーザがユーザ規約に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、ユーザによるサービスの利用に関し他者から FLM にクレーム・請求等が為され、かつ FLM が必要と認めた場合、またはその他の理由で不適当と FLM が判断した場合は、当該ユーザに対し、次のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) ユーザ規約に違反する行為またはそのおそれのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。

(2) 他者のクレーム・請求等の内容もしくはそれが掲載されているサイトのネットワーク上の位置情報その他内容を知る方法を適切な方法でネットワーク上に表示し、もしくは他者との間で、クレーム・請求等の解消のための協議(裁判外紛争解決手続きを含みます。)を行うことを要求します。

(3) ユーザが発信または表示する情報を削除することを要求します。

(4) ユーザが発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

(5) ID の使用を一時停止とし、または除名処分とします。

2. 前項の規定は第 11 条に定めるユーザの自己責任の原則を否定するものではありません。

3. ユーザは、第 1 項の規定は FLM に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、ユーザは、FLM が第 1 項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、FLM を免責するものとします。

4. ユーザは、第 1 項の第 4 号および第 5 号の措置は、FLM の裁量により事前に通知なく行われることを承諾します。

第 22 条(FLM によるユーザ資格の停止)

1. 前条第 1 項第 5 号の措置の他、ユーザが次のいずれかに該当する場合は、FLM は当該ユーザに事前に何等通知または催告することなく、ID の使用を一時停止とし、または除名処分とすることができるものとします。

(1) 第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合。

(2) サービスの利用料等その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合。

(3) ユーザに対する破産の申立があった場合、またはユーザが成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。

(4) FLM から前条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれかの要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合。

(5) その他 FLM がユーザとして不適当と判断した場合。

2. 前条第 1 項第 5 号または前項により除名処分とされたユーザは期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料その他の債務等 FLM に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。

3. ユーザが ID を複数個保有している場合において、当該 ID のいずれかが前条第 1 項第 5 号または第 1 項により、使用の一時停止または除名処分の対象となったときは、FLM は、当該ユーザが保有する他のすべての ID の使用を一時停止とし、または除名処分とすることができるものとします。
4. ユーザが第 13 条各号または第 1 項各号のいずれかに該当することで、FLM が損害を被った場合、FLM は除名処分または当該 ID の一時停止の有無にかかわらず、当該ユーザに被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 23 条(利用上の制約)

ユーザは、サービスへの入会申込の経路・手段によっては、特定のサービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを了承します。

第 24 条(個人情報)

1. FLM は、ユーザの個人情報(以下「個人情報」といいます。)を、別途オンライン上に掲示する「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. FLM は、個人情報を、以下の目的のために利用します。
 - (1) サービスを提供すること。
 - (2) 個々のユーザに有益と思われる FLM のサービスまたは FLM の業務提携先の商品、サービス等の案内を、ユーザがアクセスした FLM のウェブその他ユーザの端末装置上に表示し、または電子メールもしくは郵便等により送付すること。なお、ユーザは、FLM に届け出ることにより、これらの利用を中止させたり、再開させたりすることができます。
 - (3) ユーザから個人情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付すること。
 - (4) その他ユーザから得た同意の範囲内で利用すること。
3. FLM は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
4. FLM は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること(画面上それらを明示し、ユーザが拒絶する機会を設けることを含みます。)を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。
5. FLM は、ユーザの端末を特定する目的でクッキーを設定することがあります。FLM は、クッキーと特定のサービスの利用のための ID 等との組み合わせにより特定されたユーザのサービスの利用状況を個人情報として取り扱います。
6. FLM は、第 4 項にかかわらず、刑事訴訟法第 218 条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行なわれた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には当該開示請求の範囲で個人情報を開示することがあります。

7. 第 4 項にかかわらず、ユーザによるサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認められた場合には、FLM は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関または取引先等に個人情報を開示することがあります。

8. ユーザは、自らの個人情報をサービスを利用して公開するときは、第 11 条(自己責任の原則)、第 19 条(免責)第 2 項および第 3 項が適用されることを承諾します。

9. FLM は、ユーザの個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したものを(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、FLM は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第 25 条(通信の秘密)

1. FLM は、電気通信事業法第 4 条に基づき、ユーザの通信の秘密を守るものとします。

2. 刑事訴訟法第 218 条(令状による搜索)その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、FLM は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、FLM は、当該開示請求の範囲で第 1 項の守秘義務を負わないものとします。

4. ユーザによるサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認められた場合には、FLM は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関または取引先等に開示することができ、その限りにおいて第 1 項の守秘義務を負わないものとします。

5. FLM は、ユーザのサービス利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、FLM は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第 26 条 (専属的合意管轄裁判所)

ユーザと FLM の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所をユーザと FLM の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条 (準拠法)

このユーザ規約に関する準拠法は、日本法とします。

附 則

1. このユーザ規約は 2002 年 8 月 12 日から実施します。